

# ▶保険料の納め方

保険料の納付は原則として、年金からの納付となる**特別徴収**と、納付書または口座振替などで納める**普通徴収**に分かれています。

※年度途中で75歳になった場合や、他市町村から転入した場合、しばらくの間は普通徴収となります。

- 年金が年額**18万円以上**の方  
かつ
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金の年額の2分の1を超えない方

## 特別徴収

年金からの納付

年6回の年金受給時に、保険料が天引きされます。

※特別徴収の開始について、特に手続きの必要はありません

| 仮徴収                   |            |            | 本徴収                               |             |            |
|-----------------------|------------|------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 4月<br>(1期)            | 6月<br>(2期) | 8月<br>(3期) | 10月<br>(4期)                       | 12月<br>(5期) | 2月<br>(6期) |
| ※前年の所得が確定するまでの仮算定された額 |            |            | ※前年の所得が確定後、算定された保険料額から仮徴収分を差し引いた額 |             |            |

- 年金が年額**18万円未満**の方  
または
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金の年額の2分の1を超える方

## 普通徴収

納付書または口座振替での納付

**納付書の場合**…市町村から送付される納付書で、納期限内に指定された金融機関等で納めます。

**口座振替の場合**…ご指定の口座から自動的に引き落とされます。

| 普通徴収の納期（原則各月の月末） |         |        |         |
|------------------|---------|--------|---------|
| 7月(1期)           | 8月(2期)  | 9月(3期) | 10月(4期) |
| 11月(5期)          | 12月(6期) | 1月(7期) | 2月(8期)  |

保険料を  
納付書で  
納めている  
方へ

## 口座振替をおすすめします！

保険料は納め忘れのない、安全・安心な口座振替をおすすめします。納付の手間も省け、一度手続きをされますと自動的に継続されます。口座振替を希望される方は、お住まいの市町村へご相談ください。

## 保険料を滞納すると

納期限を過ぎても納付がないと・・・

- 督促手数料や延滞金が発生する場合がありますので納期限内に納付しましょう。

特別な事情がなく滞納が続くと・・・

- 有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されることがあります。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

上記の措置のほか、さらに滞納が続くと、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。

## 納付のご相談について

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市町村へご相談ください。

災害や事業の休廃止、あるいは失業等による世帯の収入の大幅な減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められた場合には、保険料が減免されます。

### ●健康診査を活用しましょう

健康診査は、生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。

自分の健康状態について正確な知識を持ち、健康を維持するために健診を上手に役立ててください。

### ●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られたお薬のことで、厚生労働省が効き目や安全性を承認しています。価格は新薬に比べて一般的に安くなっているため、医療費の節約につながります。

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではなく、病状や症状により使用が認められない場合もありますので、お医者さんや薬剤師さんと相談しながら利用しましょう。

### ！ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします。

お薬をジェネリック医薬品へ切り替えることにより、一定額以上安くなる可能性がある方に、差額の一例を記載したお知らせをお送りします。（7月・1月の2回）

### ●お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳には処方されたお薬の情報が記載されます。過去に自分がどのようなお薬を服用したか確認でき、お医者さんに行った時のほか災害時や旅先での治療にも役立てることができます。

### ●交通事故などにあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要になりますので、お住まいの市町村の担当窓口で手続きをしてください。

## ！振り込め詐欺にご注意ください



秋田県内でも振り込め詐欺等が発生しています！

市町村や広域連合の職員が、医療費や保険料の還付金の受け取りのために**以下のような指示や願いをすることはありません。**

- 金融機関・コンビニのATMの操作を指示すること
- キャッシュカードの暗証番号を聞くこと
- 健康保険証やキャッシュカードをお預かりすること

還付金詐欺等の振り込め詐欺のほか、悪徳商法も増えています。

また、送金の方法も振り込みだけでなく、レターパックでの送金もあります。

不審な電話や訪問があった場合は、その場で対応せず、相手の身分や氏名を確認し、お住まいの市町村や広域連合または警察署（**県民安全相談センター #9110**）などへご相談ください。

### お問い合わせ

申請や届出・保険料のご相談は

### お住まいの市町村の担当窓口

または、

### 秋田県後期高齢者医療広域連合へ

〒010-0951 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館1階

TEL 018-853-7155（業務課）

018-838-0610（総務課）

FAX 018-838-0611

令和2年度

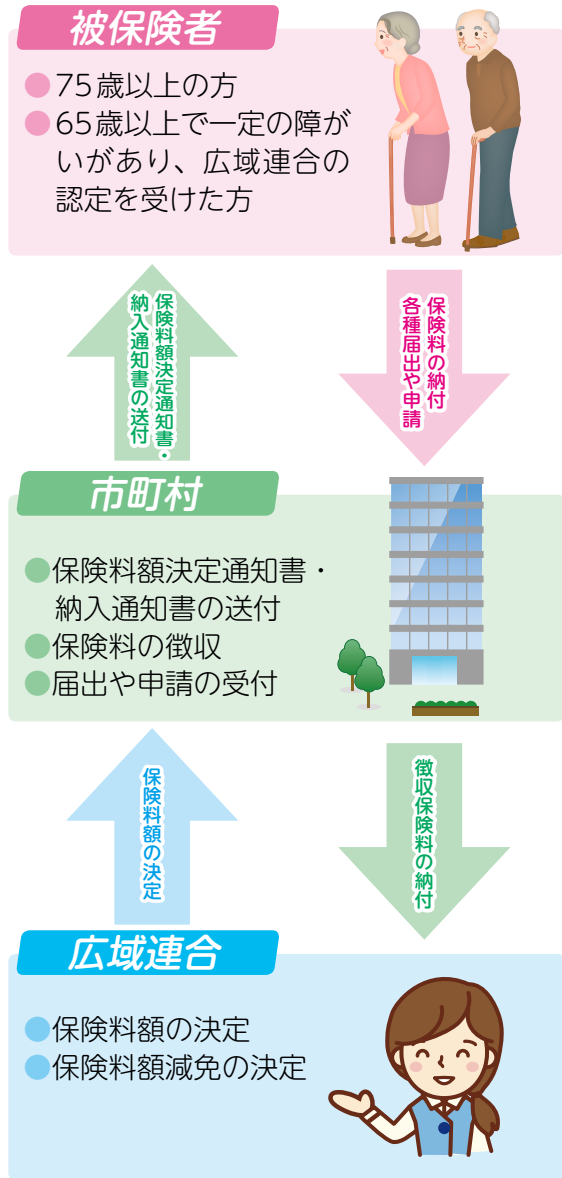
## 後期高齢者医療制度

# 保険料のお知らせ

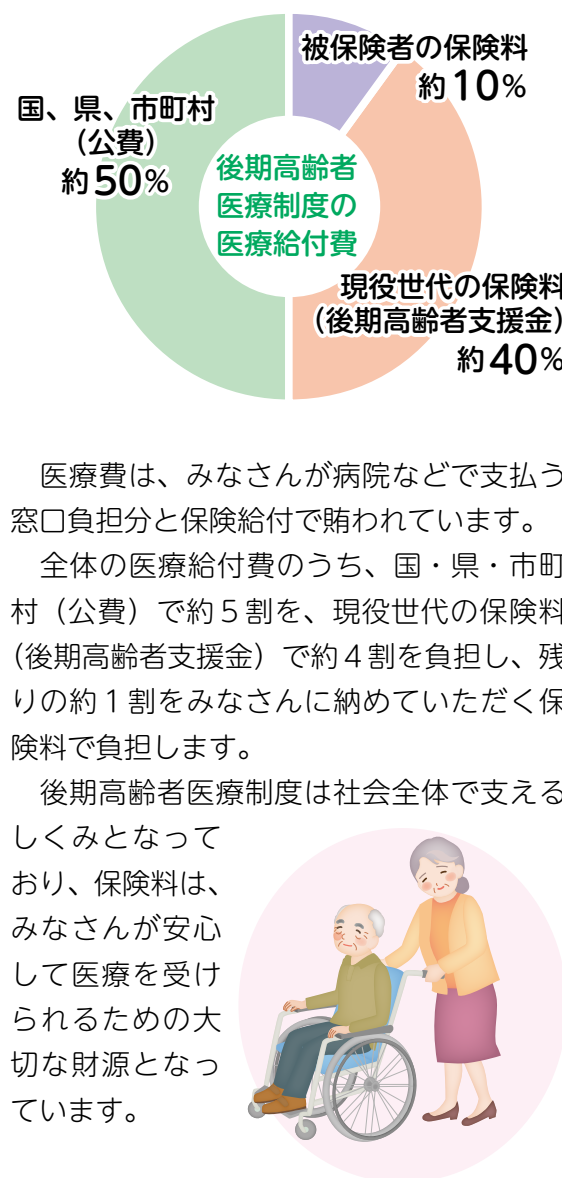


秋田県後期高齢者医療広域連合  
<https://www.akita-kouiki.jp/>

## 保険料のながれ



## 保険料について



## 保険料の構成



保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。

この保険料率は秋田県内で均一となっており、令和2年度、令和3年度の2年間は変わりません。

また、1人あたりの保険料の上限額は64万円です。

## ▶保険料が軽減される場合

保険料が軽減される場合は、あらかじめ軽減した保険料をお知らせしますので、手続きをする必要はありません。

### ● 均等割額の軽減 ●

所得の少ない方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって次のとおり軽減されます。

| 世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等                                      | 軽減割合    | 軽減後の均等割額 |
|-----------------------------------------------------------|---------|----------|
| 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯<br>●段階的に見直しを行い、令和3年度からは本来の7割軽減となります。 | 7.75割軽減 | 9,697円   |
| 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が所得0円（ただし、公的年金等控除額は80万円として計算） | 7割軽減    | 12,930円  |
| 「基礎控除額（33万円）＋28万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯                        | 5割軽減    | 21,550円  |
| 「基礎控除額（33万円）＋52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯                          | 2割軽減    | 34,480円  |

（納付額は100円未満切捨て）

※均等割額の軽減に該当するかどうかを判断するときの総所得金額等は、所得割額を求めるための総所得金額等とは計算方法が異なります。事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は、必要経費としての算入・控除は行いません。また、青色事業専従者給与について、繰越の対象となる純損失額は税法上と異なる金額が算出されます。

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

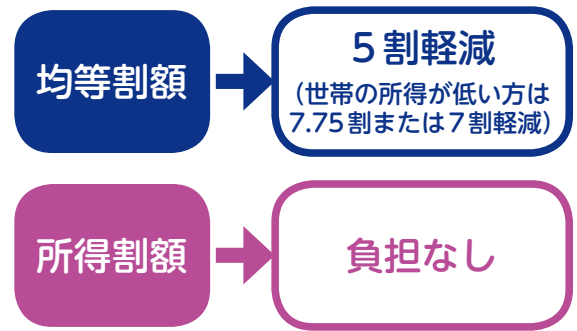
※軽減判定は、4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行います。

### ● 職場の健康保険などの被扶養者であった方 ●

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険（※）などの被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方の均等割額は5割軽減されます。ただし、元被扶養者であっても世帯の所得が低い方は、均等割額7.75割軽減または7割軽減が受けられます。

なお、所得割額はかかりません。

●令和2年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。



※対象となる保険：  
協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）、各健康保険組合、共済組合、船員保険

※国保、国保組合は対象となりません。